

補助金の交付は、実施前に申請が必要となりますので、必ず実施前にお問い合わせください。

鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助制度

鶴ヶ島市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、安心して安全なまちづくりを促進することを目的として耐震改修の費用の一部を補助します。

◎補助対象建築物

次のすべてに該当する木造2階建て以下の建築物

耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの

市内に所在する建築物

昭和56年5月31日以前に着工された建築物

一戸建住宅又は兼用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）

在来軸組構法又は枠組壁工法による建築物

昭和56年6月1日以降に増築及び改築を行っていない建築物

法令に違反していない建築物

この補助金の交付を受けていない建築物

◎補助対象者

補助対象建築物の所有者であって市税を滞納していないもの

◎補助対象となる耐震改修

建築士事務所に所属している建築士が総合評価1.0以上になるように行った改修設計に基づき建設業法に規定する建設業者が工事を実施し、耐震性を確保すること

◎補助金の額

耐震改修に要した費用の額の100分の23を乗じた額で200,000円を限度とします。
(1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)

◎申請方法

「鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出してください。
※必ず耐震改修を実施する前に申請を行ってください。

◎実績報告

耐震改修が完了しましたら「鶴ヶ島市木造住宅耐震改修実績報告書」に必要書類を添付して提出してください。

◎補助金の請求

市から補助金確定の通知を受けましたら「鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金交付請求書」を提出してください。

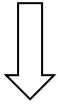
木造住宅耐震改修補助の流れ

◇申請者が提出する書類

○市が通知する書類

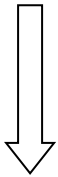
◇鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金交付申請書

耐震改修を実施する前に申請します。



○鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金（交付・不交付）決定通知書

申請の内容を審査して補助金の交付の可否を通知します。



◇鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下届

耐震改修を取り下げるときは届け出をします。

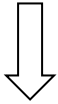
耐震改修

耐震改修を実施します。



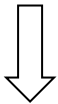
◇鶴ヶ島市木造住宅耐震改修実績報告書

耐震改修が完了したら報告します。



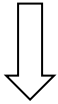
○鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書

報告書の内容を審査して補助金の額を決定し通知します。



◇鶴ヶ島市木造住宅耐震改修補助金交付請求書

補助金の交付の請求を行います。



補助金の交付

補助金の交付をします。

問い合わせ先 〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1
鶴ヶ島市都市整備部 都市計画課 開発建築担当
電話 049-271-1111 内線 241・242